



# セカンドオピニオン

株式会社あおぞら銀行

2025年12月26日

グリーンローン（調達）フレームワーク

サステナブルファイナンス本部  
担当アナリスト：富田 陽介

格付投資情報センター(R&I)は株式会社あおぞら銀行(以降、あおぞら銀行)の「グリーンローン（調達）フレームワーク」（2025年12月策定）が、以下の原則に適合していることを確認した。

グリーンローン原則(2025、LMA 等)
グリーンローンガイドライン(2024、環境省)

## ■ 資金使途

事業区分	対象プロジェクト
再生可能エネルギー	再生可能エネルギープロジェクト(太陽光発電施設、風力発電施設)の建設、取得、改修、運営に係る投融資
グリーンビルディング/ エネルギー効率	グリーンビルディング認証を取得する建築物、または、省エネ性能を有する建築物の建設、取得、改修費用に係る投融資

## 1. 資金調達者の概要

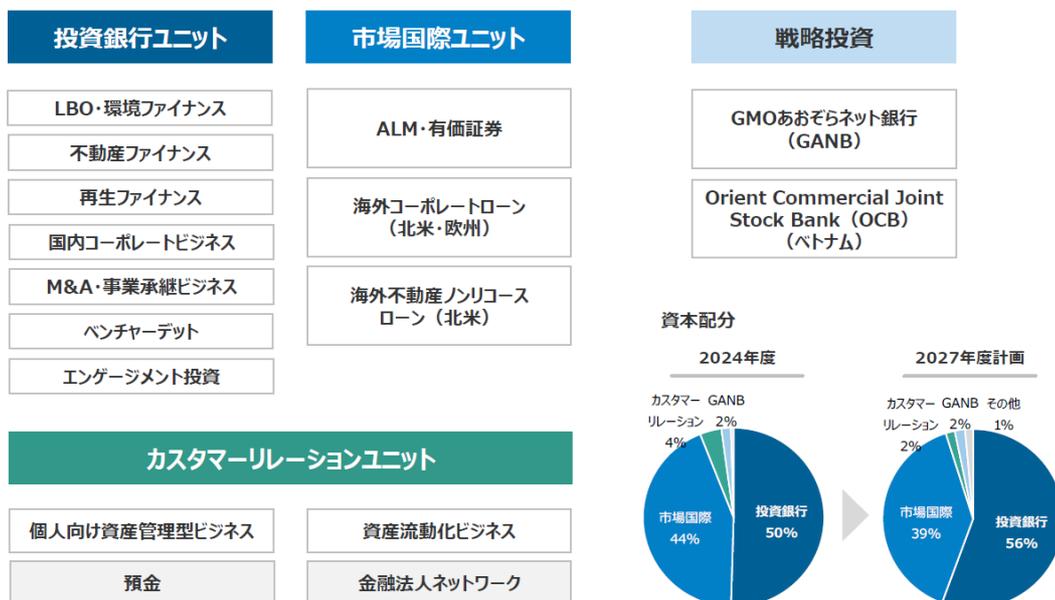
### < 事業者の概要 >

- あおぞら銀行は銀行法に基づく普通銀行に該当する。日本の金融当局上の分類としては、いわゆるメガバンク、大手信託銀行等と合わせた、「主要行」の分類に含まれる。
  - 1957年に日本不動産銀行として設立後、主に中小企業向けの長期資金供給を主として、不動産担保融資に重点を置く長期信用銀行として開業し、日本の高度経済成長に貢献した歴史を有する。
  - 1977年には、日本債券信用銀行に改名し、海外展開も行いながらプロジェクト・ファイナンス等にも注力し、1990年代のバブル崩壊後の金融再生・再編時の一時的な国有化を経て、2001年に現行名のあおぞら銀行として再出発し、現在に至る。
  - 主要行の中でも、財閥系を出自とした銀行とは異なる変遷を経ており、2024年には、同じく独立系の大手証券会社である大和証券グループ本社と資本業務提携を結ぶ等、独自性のあるポジショニング戦略を採っている。



- 他の主要行が全方位的な領域で、多種多様な職務レベルの人員を大量に保有し、事業を行うのに対し、あおぞら銀行は、専門性の高い領域に特化した少数精鋭体制を志向している。
- 組織体制においても、ビジネスグループを3つのユニットに再編。投資銀行ユニットに重点的に経営資源を配分することを計画している。

■ビジネスユニットの体制と資本配分

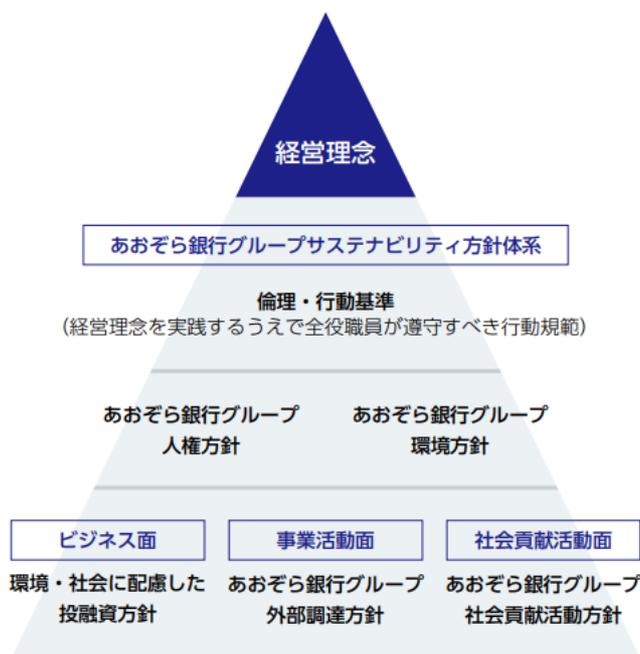


[出所：あおぞら銀行 新中期経営計画 「AOZORA2027」  
[https://www.aozorabank.co.jp/ir/library/plan/pdf/new\\_mid-erm\\_plan\\_aozora2027.pdf](https://www.aozorabank.co.jp/ir/library/plan/pdf/new_mid-erm_plan_aozora2027.pdf)]

<サステナビリティ方針>

- ・ あおぞら銀行は、経営理念として「新たな金融の付加価値を創造し、社会の発展に貢献する」ことを掲げ、この理念を实践するうえで、全役職員が遵守すべき行動規範として「倫理・行動基準」を定めている。
- ・ また、これらの規範に基づくサステナビリティ関連方針として、人権方針・環境方針を軸に、ビジネス面、事業活動面、社会貢献活動面での具体的な方針を定めることで、「サステナビリティ推進の基本的な考え方」の実現を目指している。
- あおぞら銀行グループにおける「サステナビリティ推進の基本的な考え方」では、様々なステークホルダーとの対話を通じて、現在および未来の課題に創造力を働かせ、経済的価値と社会的価値を両立するためのチャレンジを続けることを掲げている。

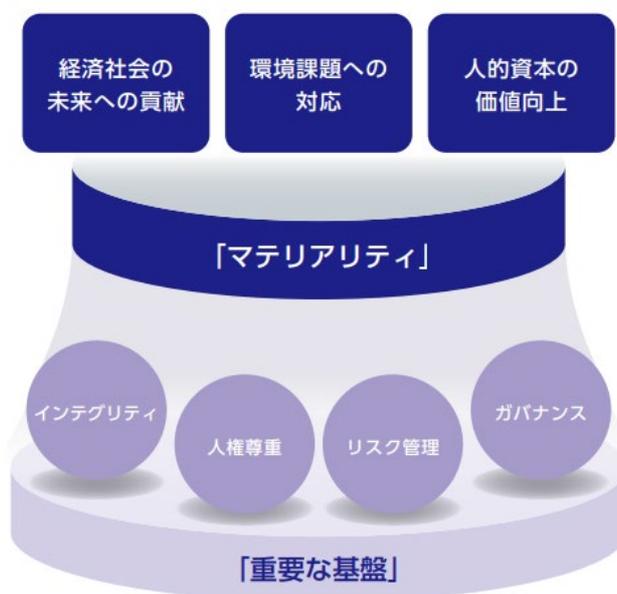
■経営理念とサステナビリティ方針



[出所：あおぞら銀行 統合報告書 2025  
<https://www.aozorabank.co.jp/ir/library/disclosure/>]

- ・ 2024 年度には、各種イニシアティブの動向や、サプライチェーンにおける責任明確化の動きなどを踏まえ外部調達方針を改定し、サプライヤーに対する人権の尊重や環境への配慮といった期待事項を明確化した。
- ・ 社会の潮流・ステークホルダーからの期待・要請および企業経営に対する重要性を踏まえ、機会とリスクの両面で注力すべき課題を「マテリアリティ」、マテリアリティに基づく経営実践の土台となる項目を「重要な基盤」と位置付けている。マテリアリティについては、注力するビジネスを通じて社会的価値・経済的価値を生み出す観点から「経済社会の未来への貢献」、地球規模で対応が求められるグローバル課題として「環境課題への対応」、グループの持続可能性に不可欠な要素として「人的資本の価値向上」の3つを掲げている。
- ・ あおぞら銀行は、「あおぞら ESG 支援フレームワーク」を掲げ、金融・非金融両面のソリューションを提供することで、顧客の環境・社会・ガバナンス等に係るサステナビリティ課題解決の取り組みも支援している。
  - 金融領域においては、資金用途特定型の再生可能エネルギーのプロジェクト・ファイナンス、グリーンビルディング向けのファイナンス等により、顧客の課題認識や状況にあわせて適切なサステナブルファイナンスの提案をすることが可能な体制を有している。
  - あおぞら銀行は、投資銀行ビジネスの形で、全国の地域金融機関が直接・間接的な形で資金提供者として参加する機会を創出することで、あおぞら銀行をハブとした全国のサステナブルファイナンスの投資機会の拡充に貢献しているものと考えられる。

■サステナビリティ重点項目とあおぞら銀行 ESG 支援フレームワーク



[出所：あおぞら銀行 統合報告書 2025  
<https://www.aozorabank.co.jp/ir/library/disclosure/>]

### ＜資金調達の特徴＞

- ・ あおぞら銀行は、その出自や会社としての成り立ちから、間接金融を事業とする銀行として、多様な資金調達を行ってきている。
  - 日本債券信用銀行では、当時の他の都市銀行の主な調達手段であった預金による資金調達手段に対し、割引金融債である“ワリシ”を発行し、当時、多くの投資家に購入されていた。
  - 2025年3月時点でのあおぞら銀行の預貸比率<sup>1)</sup>は、約82%となっており、一般社団法人全国銀行協会公表の2025年3月末時点の都市銀行5行の預貸比率約50%に対し、相対的に貸出資産に対する預金額が小さい財務構造となっている。
- ・ 上記を背景に、ローンによる資金調達にも積極的に取り組んでおり、その中には、期限前弁済が可能なコーラブルローン(固定金利・変動金利)<sup>2)</sup>や上下限付き変動金利ローン等のデリバティブ内在型のローンも含まれている。
  - これらのローンは、あおぞら銀行のビジネスモデル上の特性から、柔軟な資金調達を行っていく上で必要な手段と解される。
  - あおぞら銀行は、案件の組成後に、自行でローンを引き受け、他行にローンをパートアウトする投資銀行ビジネスモデルを志向しており、自行の貸出資産の変動に対し、資金調達額も機動性・柔軟性を持たせることが必要であり、これらのデリバティブ内在型のローンも重要な調達手段と位置付けている。
- ・ また、上記の調達手段の多様化は、あおぞら銀行が、銀行法に基づく経営の健全性を保つための各種リスクに対する管理体制の整備義務を果たす上でも必要な措置と解される。
  - リスクを勘案した収益管理体制を確保することは、金融庁の主要行向けの監督指針にも規定されている事項であり、リスク・リターンに係る適切な運営が主要行に共通して求められている<sup>3)</sup>。
    - ✓ リスク・リターンの確保の枠組みとしても、あおぞら銀行は、リスクアペタイトに係る方針を定め、その中でもビジネスの成長を支える安定調達基盤を構築することも掲げている。

### ■あおぞら銀行のリスクアペタイトフレームワークの基本方針

#### リスクアペタイト方針

- 投資銀行ビジネスを主たる業務として経営資源を重点配分し、あおぞら銀行グループの経営理念の実現に繋げ、市場・海外投融资ビジネスは銀行グループの収益を安定化するためにリスクキャパシティの範囲内で取り組む。また、カスタマー・リレーションの強化に取り組み、ビジネスの成長を支える安定調達基盤を構築する
- 事業ポートフォリオを踏まえたリスク運営のもとで、リスク管理能力、経営体力の範囲内でのリスクテイクにより、持続的かつ安定的な収益の確保と、自己資本の充実を図る
- 米国オフィス向けローン、有価証券ポートフォリオ運営は、適切な海外比率を意識した運営のもとで、バランスシート上の課題を確実に解決する

[出所：あおぞら銀行 ウェブサイト

<https://www.aozorabank.co.jp/corp/governance/riskappetite/>]

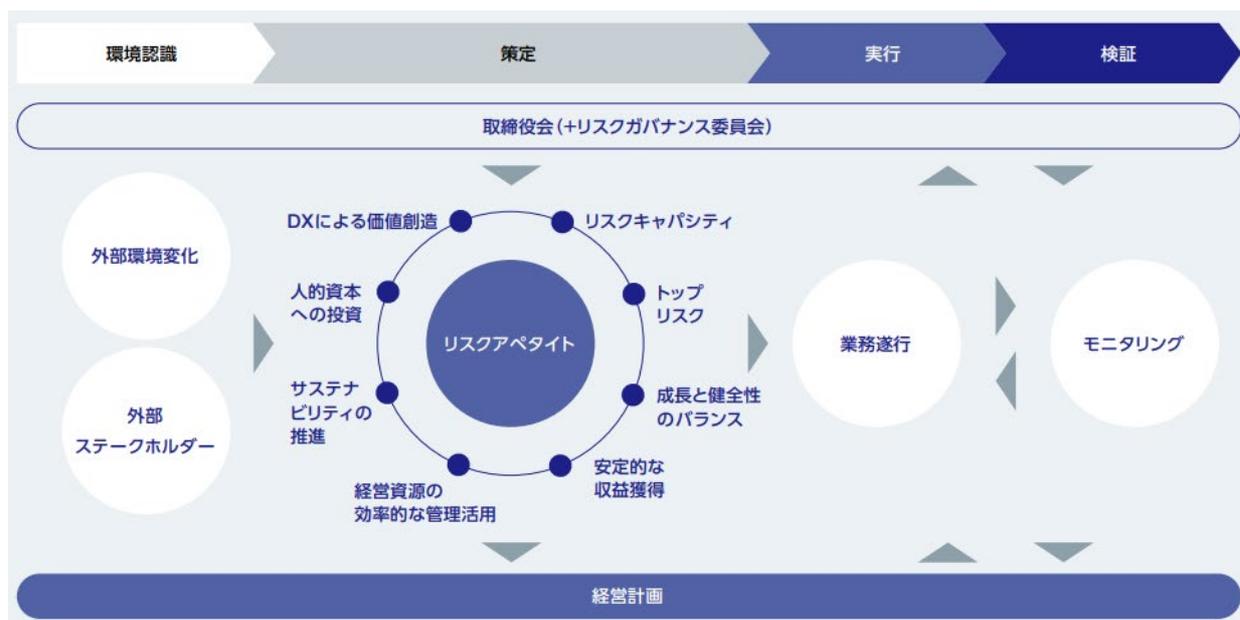
<sup>1</sup> 貸借対照表上の貸出資産を預金で除した数値

<sup>2</sup> 借入人に期限前弁済のオプションが内包されたローン。民法第591条2項にて、「借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる」旨、定められ、同上3項にて「貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる」旨、定められているが、本ローンでは事前に期限前弁済について、貸付人と借入人間で合意し、予め経済条件に反映したローンと解される。

<sup>3</sup> 金融庁では、主要行等監督上の評価項目「III - 2 - 2 収益性の改善」も規定している。

- ✓ リスクに対しての適切なリターン確保の枠組みとして、あおぞら銀行は、リスクアペタイトフレームワーク(RAF)も踏まえたガバナンス体制を構築しており、貸出金利と調達金利との間で適切な金利幅を維持し、適切な収益水準を確保していくことも同管理の一環として考えられる。
- ✓ 機動的に期限前弁済を行うコーラブルローンや、上下限付きの変動金利の手段を確保することは、市場環境の変化に対して適応し、経営の健全性を保つ上で、社会通念上、相当な方法と解される。

#### ■あおぞら銀行のリスクアペタイトフレームワークの基本構造



[出所：あおぞら銀行 統合報告書 2025  
<https://www.aozorabank.co.jp/ir/library/disclosure/>]

- ・ 各種金融規制・法令遵守を基盤とした上で用いられるサステナブルファイナンスの各種国際原則の建付けに鑑みれば、これらの調達手段を、グリーンローンの対象として用いることは、同点において整合的なものと解される。
- ・ なお、一般的には、資金の提供者は、環境改善効果を生むグリーンプロジェクトへの貢献を意図して、投融資を行うものであり、自身が資金提供することが環境上のインパクトを生むことを期待することが前提としてある。
  - 同観点では、あおぞら銀行で、今次策定する本グリーンローンFWで上記手法により資金調達をした場合においても、ローン期間の長さに関わらず、いかなる場合も環境改善効果の創出に寄与することが前提にある。
  - あおぞら銀行では、資金調達をする際に、製品の特長やその環境改善効果への貢献等について、コーラブルローン等のローンにおいても、LMA等の国際原則で求められる十分な対話を貸付人らと行い、理解を得ていくこととしている。
  - R&Iは、LMA等の国際原則で求められる借入人の貸付人に対する誠実性について、あおぞら銀行がその責務を果たすことを念頭に本FWを運用する意思をインタビュー等により確認した。

## 2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

### (1) 対象プロジェクト

- ・ 調達した資金は、前述の「ESG 支援フレームワーク」で規定される再生可能エネルギーや省エネ性能を満たす不動産やグリーンビルディングへの投融資のための資金に充当されることとなる。
  - 再生可能エネルギーでは、発電施設の事業検討段階において環境影響評価法や同条例等を遵守する再生可能エネルギープロジェクト(太陽光発電施設、風力発電施設)の建設、取得、改修、運営に係る投融資が対象となる。
  - グリーンビルディングや省エネ性能を有する建築物においては、あおぞら銀行が前身である日本不動産銀行から培ってきた不動産融資から取り組んできたものであり、後述の適格基準を満たすプロジェクトへの投融資が対象となる。
- ・ 貸出資産は、SPC による専用口座で管理され、資金使途が固定化される形で組成されるプロジェクト・ファイナンス形態のものが中心となる。
  - 使途は、長期融資の設備資金が中心となり、直接的に環境改善効果を生むものが中心となる。一方、短期的な役員報酬や納税資金のような環境改善効果と直接的な関連性がない使途は除外される。
  - リファイナンス時の対象となるルックバック期間は、各グリーンローンの調達日から遡って3年以内に行われたものとしている。

### (2) 環境改善効果

- ・ 再生可能エネルギーは、環境改善効果が見込まれるグリーン適格基準を満たすものである。
  - 太陽光発電、風力発電は、EU タクソミーや CBI(Climate Bonds Initiative)でもライフサイクルベースのGHG 排出量が 100gCO<sub>2</sub>/kWh を下回る発電手法として、既存の化石燃料からの置き換えによる気候変動緩和に係る環境改善効果が認められる。
- ・ グリーンビルディングは、環境負荷を最小限に抑えて設計・建設・運営され、エネルギー効率向上、水資源節約、環境配慮建材の使用、廃棄物削減等が配慮された不動産として、環境改善効果が認められる。
- ・ 省エネ性能の高い不動産は、建物の省エネ性能表示制度であるBELSの基準に則ったものであり、エネルギー消費性能・断熱性能に基づいた環境改善効果が認められるものである。
- ・ 上記のいずれも、環境省のグリーンボンドガイドライン(2024年)の付属書1にて規定される内容に即したものである。

#### <SDGs への貢献>

- ・ 対象プロジェクトは、SDGs の「7.エネルギーをみんなに そしてクリーンに」、「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」に該当するものと考えられる。

SDGs 目標	
 7 エネルギーをみんなに もっとクリーンに	7.2:2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
 9 産業と技術革新の 高度化を図ろう	9.4:2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

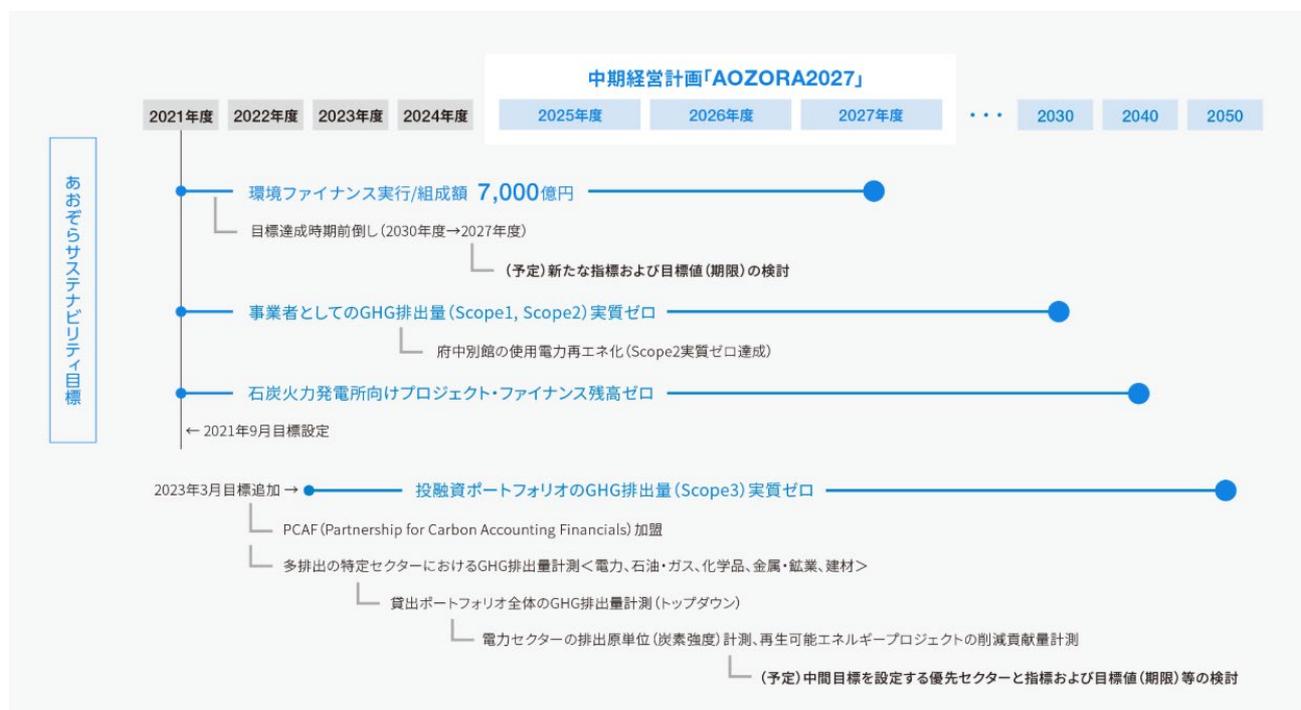
### 3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境面での目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。評価・選定のプロセスは適切である。

#### (1) 環境面での目標

- 対象プロジェクトは、気候変動緩和や環境負荷低減に資するものとして、あおぞら銀行が目標として掲げる環境ファイナンス実行/組成額の対象に含まれ、本FWの調達資金は、同目標達成に寄与するものとなる。
- 社会全体の脱炭素化の移行や建屋の環境性能を高めることで、あおぞら銀行のサステナビリティ目標である2050年の「投融资ポートフォリオのGHG排出量(Scope3)実質ゼロ」にも貢献するものと位置付けられる。

#### ■あおぞらサステナビリティ目標



[出所：あおぞら銀行 ウェブサイト  
[https://www.aozorabank.co.jp/sustainability/environment/climate\\_change/#emissions](https://www.aozorabank.co.jp/sustainability/environment/climate_change/#emissions)]

## (2) 外部認証

- グリーンビルディングにおいては、グリーンビルディング/エネルギー効率認証のうち上位 2 種のランクのものを対象としており、国際的にグリーン適格な水準感のものを対象としている。

### ■適用する環境基準

プロジェクト内容	外部認証
グリーンビルディング/ エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> <li>CASBEE 認証(建築(新築、既存、改修)、不動産、戸建(新築))における S~A ランク</li> <li>DBJ Green Building 認証における 5~4 つ星ランク</li> <li>LEED 認証における Platinum~Gold ランク</li> <li>BREEAM 認証における Outstanding~Excellent ランク</li> <li>BELS 認証における 6~5 つ星ランク</li> </ul>

[出所: あおぞら銀行 グリーンローン (調達) フレームワーク]

## (3) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- プロジェクト選定部署にて、グリーンプロジェクトの評価・選定をし、主管部署(法人営業統括部金融法人・地域法人ソリューショングループ)に報告をする。プロジェクト選定部署には、専門知見を有する環境ファイナンス部や不動産ファイナンス部等も含む。
- プロジェクト選定部署にて、評価・選定されたプロジェクトは、主管部署が更に、適用する環境基準への充足状況について、各種申請書、環境影響評価書等や認証取得状況がわかる客観的資料等の証跡資料を用いて、評価・選定する。主管部署にて、グリーンローンによる資金調達の可否について判断を行う。
  - 主管部署で、手元の充当可能なプロジェクトの金額規模を踏まえて資金調達の可否について判断し、充当先が見込めない場合には、新規グリーンローンの調達を停止する措置をとる。
  - 充当時の判断では、本 FW 外の調達手段(グリーンボンド等)の充当分は除外したものを対象とする。
- 上記の選定・評価プロセスの妥当性確保のため、毎月の運用状況について、プロセス評価部署(法人営業統括部サステナブルビジネス室)がチェックを行う。

## (4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- あおぞら銀行が調達資金を充当する貸出資産は、プロジェクト・ファイナンスの形式を採ったものが中心であり、そのプロジェクト実施時の環境・社会に係る各種法令を遵守したものが前提となる。
- ネガティブ影響については、同リスクを審査する独立した専門部署である環境ファイナンス部等が環境アセスメント等の評価報告書を作成し、確認する。
- なお、あおぞら銀行では、グループの環境への取組方針を定めた「あおぞら銀行グループ環境方針」、人権への取組方針を定めた「あおぞら銀行グループ人権方針」のもと、社会のサステナブルな発展に貢献する投融資を通じて顧客とともに持続的に成長していくための「環境・社会に配慮した投融資方針」を制定している。
  - 投融資方針にかかるガバナンスとして、個別の与信案件の取上げは、ネガティブな環境・社会への影響

についても、検証を行ったうえで、クレジットコミッティーまたは投資委員会で決裁することとしている。

- 同方針でも、重大な環境・社会に対するリスクまたは負の影響を内包するセクター横断的な事業を定め、環境・社会に対するリスクまたは負の影響を認識した場合、投融資には取り組まない旨、規定している。
- ✓ プロジェクト・ファイナンスにおいては、赤道原則の適用対象となるプロジェクトに対する融資やプロジェクトファイナンスアドバイザーサービス(業務受託)を検討する際には、同原則の要求事項が遵守されることを確認することとしている。
- ✓ 同原則の適用対象にはならないプロジェクトに対する融資やプロジェクトファイナンスアドバイザーサービスを検討する場合においても、同原則で対象とする環境・社会に対する負の影響や発生リスクが認識される際には、程度に応じ、環境・社会配慮への取組み状況を確認することとしている。

■ あおぞら銀行「環境・社会に配慮した投融資方針」

**環境・社会に配慮した投融資方針**

国際社会は、持続可能な開発目標(SDGs)やカーボンニュートラルの達成を目指し、地球環境の保全、人権の保護、不当な労働の排除、腐敗の防止などの環境・社会課題の解決に取り組んでいます。

我々の経済・社会は、自然や生態系から様々な便益を享受することで成り立っており、環境課題は地球規模の重大な課題として、気候変動と自然資本/生物多様性を一体的に理解し、対応を進めていくことが求められています。また、社会課題については、人権の尊重、生活インフラの改善、教育・医療の質の向上等への要請が従来以上に高まっています。

企業は自らの事業活動のサプライチェーン全体を考慮して環境・社会に対する責任を果たしていくこと、金融機関では投融資を通じて環境・社会のネガティブ・インパクトの緩和とポジティブ・インパクトの拡大に寄与することが求められています。

あおぞら銀行グループは、「新たな金融の付加価値を創造し、社会の発展に貢献する」を経営理念とし、行動指針の1つとして「社会の持続可能な発展に積極的に貢献する」を掲げています。

この経営理念を実現するため、社会の潮流、ステークホルダーからの期待・要請および当行グループの企業経営に対する重要性を踏まえ、注力すべき課題領域として「気候変動への対応」、「人権の尊重」、「産業構造転換の促進」等をサステナビリティ重点項目(マテリアリティ)に定めています。

あおぞら銀行グループの環境への取組方針を定めた「あおぞら銀行グループ環境方針」、あおぞら銀行グループの人権への取組方針を定めた「あおぞら銀行グループ人権方針」のもと、あおぞら銀行グループが社会の持続可能な発展に貢献する投融資を通じてお客さまとともに持続的に成長していくために、「環境・社会に配慮した投融資方針」(以下、「本方針」)を制定しています。

本方針による投融資は、関係するすべての国・地域の法令遵守のもとで運用されます。

1 基本的な取組み姿勢

環境・社会課題への取組み、新しい産業・社会構造への転換を支援する各種ファイナンスに前向きに取り組むとともに、新しい商品やサービスの開発に取り組めます。

環境・社会に関するリスクを適切に把握し、環境・社会に負の影響を及ぼす可能性のある事業を行うお客さまとの対話を通じて課題の改善に努め、改善がみられない場合は身振の制限・禁止等を行うことで、環境・社会リスクの低減を図ります。

2 投融資方針にかかるガバナンス

(1) ガバナンス

**①【セクター横断的】 投融資を禁止する事業**

以下に該当する場合、重大な環境・社会に対するリスクまたは負の影響を内包していると考えられます。環境・社会に対するリスクまたは負の影響を認識した場合、投融資には取り組みません。

- ・ラムサール条約指定湿地へ負の影響を与える事業
- ・ユネスコ指定世界遺産へ負の影響を与える事業  
(当該国政府およびユネスコから事前同意がある場合を除く)
- ・ワシントン条約に違反する事業(各国の留保事項には配慮)
- ・児童労働・強制労働・人身取引を行っている事業
- ・所在国の法令に関して違法な行為、所在国の環境や人権の法整備が遅れている場合においては国際的な環境や人権に関する規範に反する行為、および公序良俗に反する行為を伴う、または、目的とする事業、および反社会的勢力

**②【セクター横断的】 特に留意する事業**

以下に該当する場合は、環境・社会に対するリスクまたは負の影響を内包していることから、投融資を検討する際には、リスク低減・回避に向けたお客さまの取組みの実施状況を確認し、慎重に取引判断をします。

- ・先住民族の地域社会へ負の影響を与える事業
- ・非自発的住民移転に繋がる土地収用を伴う事業
- ・保護価値の高い地域へ負の影響を与える事業
- ・紛争地域における人権侵害を引き起こす、または助長する事業

**③【セクター横断的】 プロジェクトファイナンス (赤道原則)**

赤道原則の適用対象となるプロジェクトに対する融資やプロジェクトファイナンスアドバイザーサービス(業務受託)を検討する際には、お客さまにより同原則の要求事項が遵守されることを確認します。

なお、赤道原則の適用対象にはならないプロジェクトに対する融資やプロジェクトファイナンスアドバイザーサービスを検討する場合においても、同原則にて対象とする環境・社会に対する負の影響やその発生リスクが認識されるときには、その程度に応じて、お客さまによる環境・社会配慮への取組み状況を確認します。

[出所：あおぞら銀行 ウェブサイト  
[https://www.aozorabank.co.jp/sustainability/policy/pdf/investment\\_and\\_loans.pdf](https://www.aozorabank.co.jp/sustainability/policy/pdf/investment_and_loans.pdf)]

4. 調達資金の管理

調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 本 FW により調達した資金は、適格グリーンプロジェクトへの充当状況及び未充当資金の額等についてのモニタリングを月 1 回の頻度で実施することとしている。
- ・ 基本的には、充当可能な貸出資産に応じて、グリーンローンの資金調達が行われ、調達と共に、即時充当さ

れることとなる。グリーンローンごとに充当完了債務として分類分けされ、主管部署・プロセス評価部署により、組織的に管理されることとなる。

- ・ 期ズレ等の要因により、未充当資金が生じた場合は、充当されるまで現金又は現金同等物にて運用・管理可能であることを貸し手からの入金口座等で主管部署が確認し、組織内で追跡可能な管理体制を採る。
  - コーラブルローンの場合は、充当・レポーティングの完了について、担当部署が主管部に確認した上で、期限前弁済を実行する体制を採る。
  - 上記の資金充当管理は、いずれも社内の事務プロセスに規定されるものであり、社内の内部プロセスによって適切に証明されるものとなる。

## 5. レポーティング

開示のタイミング、方法、開示事項が示されている。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合している。レポーティングは適切である。

### (1) 開示の概要

- ・ レポーティングは、年に 1 回、あおぞら銀行が有する適格貸出資産のポートフォリオの形式で、期中報告書として開示される。
  - 再生可能エネルギーは、太陽光発電・風力発電の区分毎のグリーンプロジェクト件数、充当額、環境改善効果、及び充当額に占めるリファイナンス額を開示する。
  - グリーンビルディング/省エネ性能を有する建築物では、認証取得の種類とランク別の物件数、充当額、及び充当額に占めるリファイナンス額を開示する。
- ・ 未充当額がある場合は、充当予定時期と未充当資金の運用方法を開示する。主管部署は、作成した期中報告書を、レポーティング掲載担当部署に依頼の上、作成基準日から 4 ヶ月以内に、あおぞら銀行のホームページに掲載し公表する。
- ・ なお、大きな状況の変化があった場合には、速やかに情報を更新し、貸し手に伝えることとしている。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充当状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達資金を充当した事業の区分</li> <li>・ 各事業区分への充当金額</li> <li>・ 充当額に占めるリファイナンス額</li> <li>・ 未充当額の残高及び運用方法</li> </ul>	基準日(3月末)から4ヶ月以内	ウェブサイトにて開示

環境改善効果	実務上可能な範囲の以下の内容 【再生可能エネルギー】 ・ CO <sub>2</sub> の削減量(推計) 【グリーンビルディング/省エネルギー性能を有する建築物】 ・ 取得したグリーンビルディング/エネルギー効率認証の種類 ・ 物件数	基準日(3月末)から4ヶ月以内	
--------	---	-----------------	--

**(2) 環境改善効果に係る指標**

- ・ レポーティング項目は、グリーンローンで調達した資金が適格プロジェクトに全額充当されるまで、年度末(3月末)から4ヶ月以内に、あおぞら銀行が行う年1回のレポーティングにて開示される。
- ・ レポーティングは合理的に推計または実測が可能な定量指標を元に開示される。定量指標の場合は、その計測の前提条件も合わせてレポーティングに含める。
  - 再生可能エネルギーのCO<sub>2</sub>の削減量は、公表資料等に応じて、原則、以下のいずれかの算定式に基づいて推計される。

<算定式>

CO<sub>2</sub>の削減量(推計量)

= 発電出力(kW) × 年間時間(8,760h) × 設備利用率(%) × CO<sub>2</sub>排出係数(t-CO<sub>2</sub>/kWh)

× ファイナンス比率※(%)

※ 発電施設等プロジェクト総額に占めるあおぞら銀行の投融資割合

- ・ 環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合する。

以上

## 【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

## 【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。